

各分野の事例調査の結果について

総務省自治行政局過疎対策室

○調査対象重点テーマ

- ① 集落の維持・活性化
- ② 生活交通の確保
- ③ 情報通信基盤の整備・利活用
- ④ 地域医療の確保
- ⑤ 域内格差対策

※ 上記重点テーマについて、関係都道府県及び過疎市町村にアンケートを行うとともに、その中から特徴的な取組を抽出し、当該団体に対してヒアリング調査を実施。
その結果を次のとおり整理した。

集落の維持・活性化

○現状

- ▼ 人口減少と高齢化の進行による集落機能の低下
- ▼ 維持困難な集落の増加
- ▼ 過疎地域の経済を支えてきた第一次産業の衰退

○今後の過疎対策に向けた課題

- 地域特性や集落構造に応じた対策の推進
- きめ細かい目配り体制の構築(地区担当制、集落支援員)
- 住民の自発的・自立的な取組を促していく方策の検討
- 集落の枠を超えた連携の促進
- 集落を支える外部人材の登用・活用

○取組事例

専任の集落担当職員と全職員の担当地区割り当てによる集落見守り体制の充実(高知県大豊町)

○地域担当職員(集落訪問専任)の配置

平成17年7月より、3名の職員を集落担当職員(専任)として配置し、各集落・各世帯を訪問し住民一人ひとりからの聞き取り調査を推進。専任職員として配置することにより、常に住民の生活の場に行政が出向き、住民の苦しみや悩みを共有する体制を整備

○全職員の地域担当制の導入

集落担当職員とは別に、町内を9地区に分け、現在約90人いる町職員全員にそれぞれ担当地区を割り当てる「地域担当制」を導入。割り当てられる地区は各職員の出身地区をベースにしており、各職員はそれぞれの担当地区の各種地域行事に積極的に参加するほか、各地区ごとにリーダーのもとで、計画的に毎月担当地域の家庭を訪問し、地域の状況を把握。

地域局の設置と地域担当チーム制度の導入によるきめ細かい地域への目配り(兵庫県養父市)

旧町単位に地域局を設置し、きめ細かい地域運営を行うため施策展開を行う一定の権限を付与。行政が地域に目配りし、地域住民と協働により地域課題を解決していくための体制づくりとして、平成20年度より「地域担当チーム制度」を創設

○「地域担当チーム制度」

役割	2行政区又は概ね小学校区で連携し、主体的な地域づくり活動を行う自治会等を対象に、地域と行政とのパイプ役となり、情報提供や問題解決のマネジメント支援を行う
体制	チームは基本的に出身地区・居住地区の職員及び課題に関係ある職員、専門的知識のある職員で構成(3~5名) 行政経験豊かな管理職を班長としたチーム編成で活動

○地域局

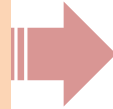


集落支援員の設置 (→ 参考資料1)

生活交通の確保

○現状

- ▼ 地方中枢都市までのアクセスや日常生活のための路線の確保が必要
- ▼ バスの撤退、高齢化の進行に伴う身近な生活交通手段の必要性の増大
- ▼ 整備済み道路の適切な管理が課題



○今後の過疎対策に向けた課題

- 広域的な幹線道路、日常生活を支える生活道路の計画的な整備
- 地域の実情、住民ニーズに応じた生活交通体系の構築
- 整備済み道路の長寿命化など適切な維持管理の実施

○取組事例

地域生活交通システム(長野県中川村)

平成16年度より、新たな地域生活交通システムとして、「村営巡回バス」、「NPO乗合タクシー(過疎地有償運送サービス)」、「福祉有償運送」の3事業を開始

	村営巡回バス	NPO乗合タクシー(過疎地有償運送)	福祉有償運送
対象者	バス停まで徒歩で移動できる方	バス停まで徒歩で移動できない方	介護等が必要な方
事業主体	中川村	NPO法人	中川村及び中川村社会福祉協議会
車両運行	NPO法人に委託	同上	中川村社会福祉協議会に委託

※NPO法人は、公共事業の縮小等により建設業が落ち込む中、雇用を守るための方策を模索していた地元建設業6社が中心となって設立

辺地地区等タクシー利用者助成制度(徳島県三好市)

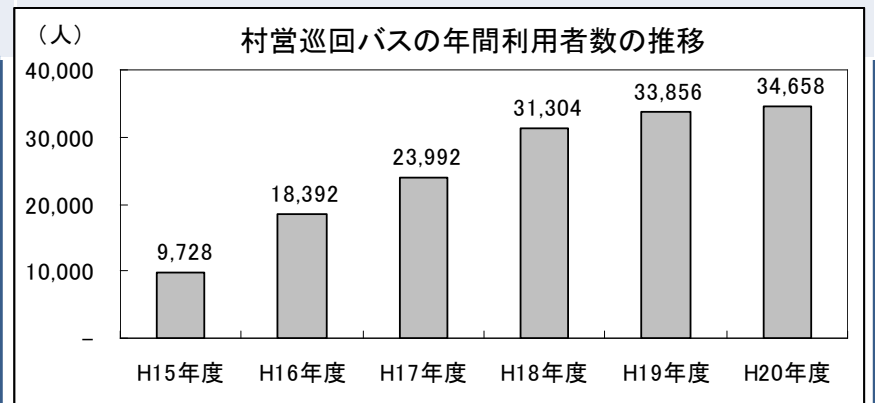
交通の便が著しく悪い地区に居住する高齢者(満65歳以上)等が、通院や買い物などにタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成

人口	65歳以上	制度該当者	20年度登録者	登録率
32,722人	11,900人	2,543人	375人	14.7

利用枚数 39,912枚

助成額 7,982,400円

※平成20年4月から平成21年1月末までの実績による。 資料:三好市



※平成20年度は平成20年4月1日から平成21年2月17日時点までの集計である。 資料:中川村

情報通信基盤の整備・利活用

○現状

▼ 都市部に比べ、遅れている情報通信基盤

○今後の過疎対策に向けた課題

- ネットワークインフラの整備推進
- 各地域にふさわしい利活用の推進
(遠隔医療、遠隔教育、買物等の生活支援、テレワーク等)
- 情報通信基盤を活かせる人材の確保・育成

○取組事例

テレワークによる県業務のアウトソーシング(高知県)

○事業内容

- ・県業務のアウトソーシングの際に、インターネットなどを活用して離れた場所でも仕事ができる「テレワーク」方式で発注。
- ・雇用の場や就労の機会を広げ、各地域で人材の育成や、地域の活性化につなげていくことを目指す。
- ・中山間地域の住民の受注機会を創出するとともに、県内外の業務を受注することのできるグループづくりを行う。
- ・受注をきっかけにテレワークを活用した地域活性化の担い手も育てている。

○業務内容 調査・集計、データ入力、テープ起こし、HP作成など

○効果

その1 就労機会の創出

中山間地域の方々、子育て中の主婦、障害者など就労機会の少ない方が参加
 ・H19は54業務1千万円を地域の事業者へ発注
 ・参加者71名(うち新規24名)



その2 行政への関心の高まり

県庁の仕事への参加をきっかけに行政への参画を促進
 ・地域ボランティア活動への参加
 ・議会や公開会議の傍聴
 ・まちづくり委員会の委員就任



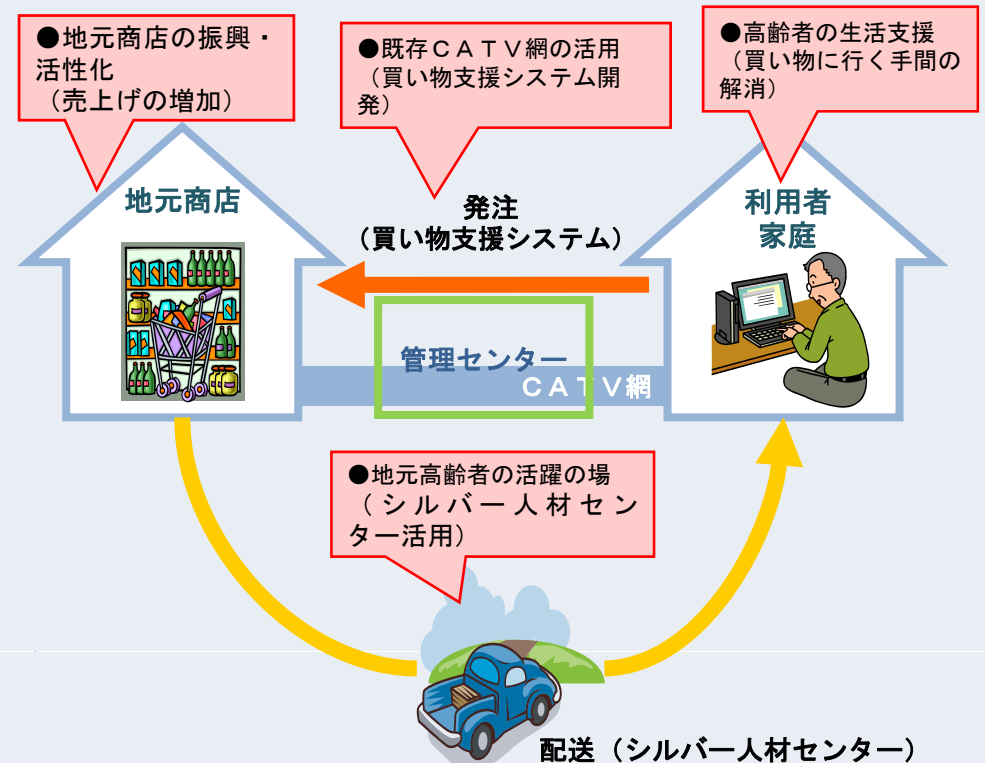
その3 地域活性化

地域振興の担い手として活躍する団体や人材を育成
 ・地域特産品や観光情報の発信
 ・地域資源を活用した商品開発



買い物支援システムの構築(CATV網多目的活用研究協議会)

買い物支援システムを構築し、鳥取県日南町の2地区56世帯で、2ヶ月間実証実験を実施



地域医療の確保

○現状

- ▼ 都市部集中による医療従事者の需給不均衡
- ▼ 診療科の偏在と専門医の不足



○今後の過疎対策に向けた課題

- 地域医療を支える人材の安定的な確保
 (国:全国的な見地からの医師養成・人材確保など
 県:医師配置、派遣システムの構築など)
- 地域医療レベルを保つためのネットワーク構築
 (病病連携、病診連携、交通手段の確保、遠隔医療など)
- プライマリケア向上や地域医療のレベルアップ

○取組事例

地域医療を支える「総合診療部」の設置や医師会との連携の推進(公立八鹿病院)

○「総合診療部」の設置

限られた医師で地域医療を支えるためには、専門医の確保よりむしろ専門診療能力の基盤となる総合診療能力を重視し、総合診療を積極的に担える医師を確保することが重要であるとの考え方から、平成19年に『総合診療科』(平成20年に『総合診療部』と改称)を設置。

11名の内科医が全員兼任で配置され、内科系がひとつのチームとして診療にあたる体制となっている。

■ 内科と総合診療科の外来診療体制

	内科	総合診療科
外来	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予約診療 ■ 専門医療 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予約外診療 ■ ER: 救急診療
入院	総合診療病棟に「内科」として入院	

資料:公立八鹿病院

○医師会との連携の推進

- ・医師会事業として八鹿病院の休日診療に輪番で医師を派遣する「日直応援」を実施
- ・医師会運営の日曜診療所を八鹿病院内に開設
- ・オープン外来として八鹿病院で勤務経験のある開業医が毎週外来で診察
- ・八鹿病院に専門科のない血液内科・呼吸器内科について、開業医がカンファレンスに参加
 など各方面で地域の医師や医師会との協力・連携を図りつつ、少ない医師でも高いレベルの医療を提供する体制を整備

寄附事業の実施(長崎県五島市)

平成16年5月に、長崎県と五島市の寄附講座として、長崎大学大学院医歯薬学部総合研究に「離島・へき地医療学講座」を開講。同時に、離島での活動拠点として、五島中央病院内に「離島医療研究所」を設置し、医学生教育を実施

域内格差対策

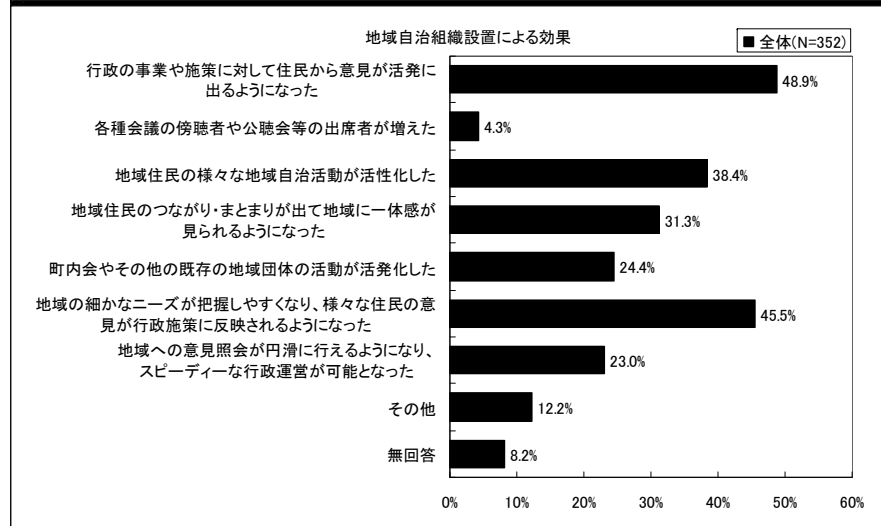
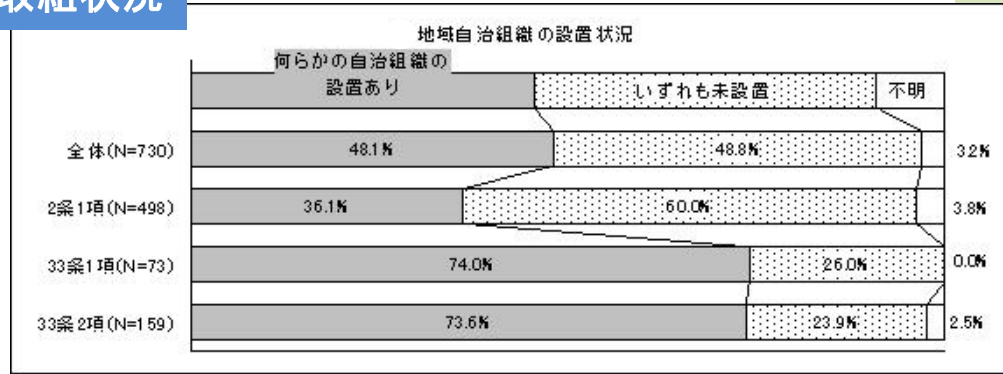
○現状

- ▼ 合併による過疎地域と非過疎地域との間での格差
- ▼ 市町村の区域内で特に条件が厳しく目配りの届きにくい、いわゆる「周辺地」の問題

○今後の過疎対策に向けた課題

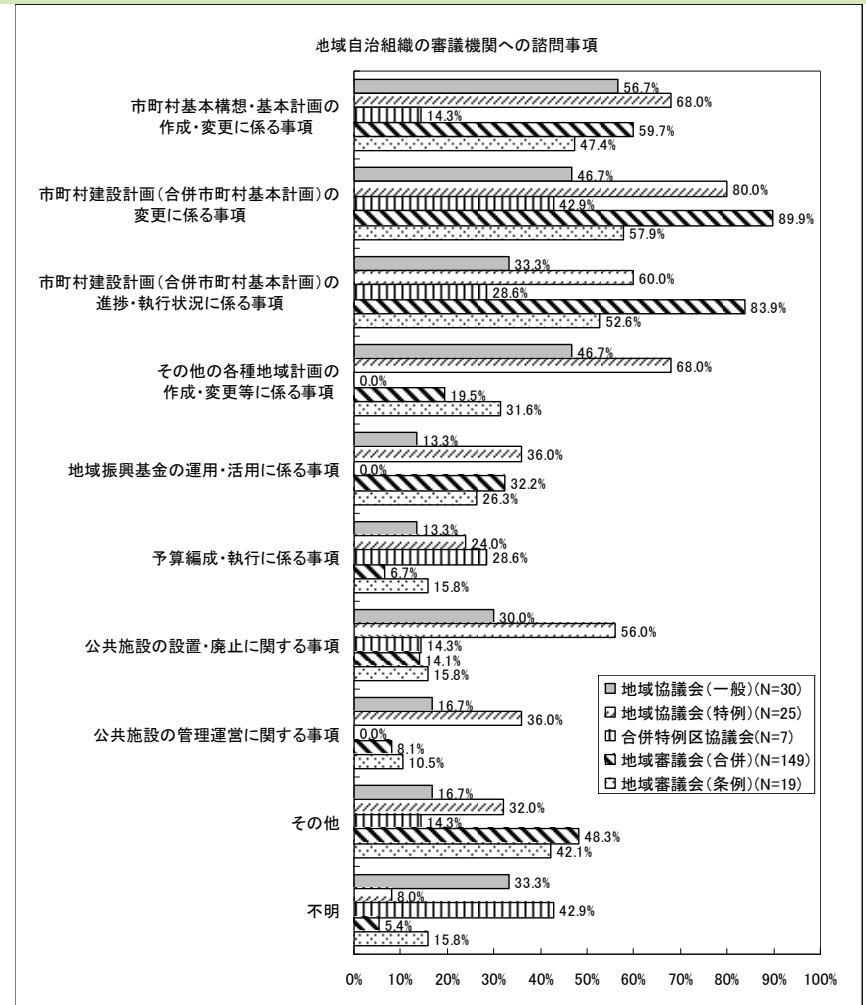
- 基礎自治体としての市町村による地域へのきめ細かい目配りと必要な格差是正対策の実施
- 地域自治組織等の仕組みを活用した地域主体の議論の促進、これと市町村が協働した地域づくり

○取組状況



地域自治組織の運営に当たっての問題点・課題

- 要望・陳情のみの場となり、真の地域自治力の強化につながっていない
- 地域自治組織ごとに活動や審議能力に差がみられる
- 各地域自治組織からの意見を調整し、行政施策に反映させることが難しい



※今回の調査における地域自治組織とは、地方自治法、合併特例法及び地方自治法に基づく市町村条例によるもの並びに法や条例に基づかないものをいう。